

令和2年生駒市農業委員会第8回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和2年8月7日(金)午後2時00分
会議開催場所 市役所 大会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
平尾 正隆 松尾 克巳
北本 光美 中尾 正人
井山 茂 奥野 通孝
高枝 敏治
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 巽 眞一
係長 上田 修司 主 査 増本 量俊
農林課 係員 桑田 陽平
傍聴者 3名

議事次第

審議事項

1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
2. 農地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について

5. 農地の転用事実に関する照会について

6. 農地転用許可の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 利用状況調査の実施について
- 2020年度農業委員会業務必携
- 2020年度農業委員会活動記録セット（新委員のみ）
- 令和元年度集落座談会報告（農業委員会主催分）
- 人・農地プランの実質化について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人3名。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 西口 委員

5番 池田 委員

6番 北村 委員

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたもの。

No.1～2の申請地の位置について

高山大橋にほぼ隣接する農地2筆。

申請理由について

譲渡人は、近くに居住しているが90才を超える高齢者である。

当該農地2筆については基盤法つまり利用集積計画書により別の方に貸し出していた。一方、譲受人の事業所は、この農地の西に車で約1～2分程度のところにあるが、スペースが手狭であることから本農地を買い受け、青空資材置場として転用することになった次第である。先月委員会でも隣地の農地について同転用者により青空資材置場の転用手続きがあった。また、後で報告する「報告4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」の貸出手続きの解除と耕作の終了を待ち、青空資材置場として新たな転用手続きを進めていく。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地で

あり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域あることから第3種農地に該当する。申請にあたっては、汚水はなく、雨水は自然浸透としており、また北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことより、本案件については、これらの申請を奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、No.1～2については転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号のNo.1～2について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明の通りである。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。

なお、申請については転用面積が300㎡以上あるため奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

○議長 議案第2号「特定農地貸付の承認申請について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき申請されたもので、生駒市では遊休農地対策の一環として、この法律に基づき、農家の方から生駒市が遊休農地になる恐れのある農地を無償で借り受け、200㎡から300㎡の面積を一つの単位として非農家の方に無償で貸し出す事業を行っている。

「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づく手続を行う場合、農地法第3条の許可は不要であるが、農業委員会の承認は必要であることから、本申請が出されたものである。

No.1の申請地の位置について

近鉄萩の台駅の北約300mのところに位置する生駒市小瀬町地内の農地。

申請理由について

使用貸人は、比較的高齢であり、自身ではほぼ耕作をせず別の方に耕作の手伝いをしてもらいながら営農を続けていたが、継続することが事実上難しいことから、特定農地として貸し出すことになった次第。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明のとおり、使用貸人が高齢で営農継続が難しいということで、今回の申請となった。利用する水に関しては乙田川から水を引くという許可は得ているので問題ない考える。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

○委員 借りるとなった場合、トイレや駐車場はあるのか。

○主査 トイレ、駐車場はないが、本農地について借り手の候補者がおり、その候補者は本農地の近くに居住のためトイレ・駐車場等は自宅のものを利用するということであるので問題ない考える。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「特定農地貸付の承認申請について」の承認を宣言。

なお、今回の審議事項には入っていないが、高山町地内で農家判定と農地法第3条の許可申請があり、過日、役員と事務職で聞き取りを行った。その後、申請者からの申し出により保留となったことを報告する。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用許可の報告について」

の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○係長 〔議案読み上げ〕

報告事項

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのもの。No.1については、時効取得により所有権を取得された農地について、届出されたもの。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○係長〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用。

No.1の申請地の位置について

県立生駒高等学校の西北西約500mのところに位置する壱分町地内の農地。

報告事項

青空駐車を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係長〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用。

No.1～2の申請地の位置について

市立生駒台小学校の南東約150mのところに位置する小明町地内の農地2筆。

報告事項

建物の建築を目的として、農地転用の届出がされたもの。

No.3～4の申請地の位置について

市立生駒台小学校の南東約150mのところに位置する小明町地内の農地2筆。

報告事項

建物の建築を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定の解約について」

○係長〔議案読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農業経営基盤強化促進法に基づく農地に係る利用権設定による農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け、通知したことを報告しているものである。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○係長〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

No.1は約20年以上前から山林化した農地。

No.2～3は約20年以上前から宅地として利用してきた農地。

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性が無いことを確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

報告第6号「農地転用許可の報告について」

○係長 [議案読み上げ]

概要説明

本報告は市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第5号の地目変更については、現地調査は行うのか。また、現地調査は事務局のみで行うのか。調査の詳細について本委員会での報告はないのか。

○係長 地目変更については、法務局より照会があると地元推進委員と事務局で現場確認を行い、その結果を法務局に回答する。

○委員 調査の詳細について本委員会での報告はないのか。

○主査 現地調査と共に、事務局では過去の航空写真等の確認も行う。法務局に対しての報告書では調査日を記載しなければならないので、そこで経緯等も報告している。委員会では、その調査回答を法務局に行ったことを報告しており、詳細は報告していない。

○委員 報告第3号について、譲受人欄には社名しか書かれていないが代表者名は無くてもよいのか。もし、何か問題が生じたとき社名だけでは連絡が取れない可能性がある。その場合どうすればよいか。

○主査 3条許可・5条の転用では法人の名前も挙がってくるが、定例会の議案では社名のみ記載となっている。ただ申請書を受け付けるとき、会社の登記簿を添付してもらうこととなっており、連絡先、代表者や取締役などの情報は把握できているので、そのような事態になった場合は農業委員会に問い合わせさせていただきたい。

○委員 報告第6号にある「庭先用地」という言葉がたびたび出てくるが、これは具体的にどのようなものか。また面積の大小にかかわらず転用できるのか。

○主査 「庭先用地」は宅地の隣にある庭のことであり、転用許可書で記載されているものである。面積要件については特にはない。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

[「なし」の声あり]

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○主査 「令和2年度利用状況調査の実施について」を説明。

目 的：農地法第30条の規定により行うもので、区域内にある農地の利用の状況について調査することを目的とする。

日 時：令和2年9月～10月の約2ヶ月間を予定。

調 査 員：各担当地区の農地利用最適化推進委員、農業委員、事務局職員。

調査方法：地図・航空写真等の図面を利用しながら、原則、道路からの目視で確認する。

暑い時期であるが、コロナ対策のためマスクの着用をお願いする。水分を十分取り熱中症に注意ながら調査を進めていただきたい。

○議長 事務局の説明にもあったように、事前に地図等を配布するので事前準備もしていただきたいが、暑い時期である上、コロナもまだ油断できない状態であるので、体調管理には十分気をつけていただきたい。

○主査 「〔2020年度農業委員会業務必携〕、〔2020年度農業委員会活動記録セット〕、〔女性農業委員の活動について〕、〔集落座談会について〕」を説明。

●2020年度農業委員会業務必携

去る7月20日に奈良県農業会議の研修会があったが、その内容も含む形でまとめられた書籍である。ご一読いただきたい。

●2020年度農業委員会活動記録セット

今回、新たに委員となられた方に配布するもので、農業委員会活動記録帳、研修会記録表などがあるので参考にいただきたい。なお、農業委員会勤務実績報告書は生駒市農業委員会独自の様式があるので、こちらに記載されている様式は使用しないでいただきたい。

●女性委員の活動について

女性委員には、農業者年金や全国農業新聞の勧誘を含む情報提供活動や審議案件に係る現地調査、利用状況調査、農業通信の記事の作成・編集、女性農業委員の会に関する研修会、新規就農の相談対応、集落座談会でのサポート等の活動をしていただく。なお、昨年のお報誌のコンテストでは「全国農業新聞賞」を受賞した。

●集落座談会について

令和元年度に行われた集落座談会について報告。遊休農地対策を重点とした内容で行った。他に、中地区では特定生産緑地制度について、藤尾町では山林化した農地の地目変更について協議するなど、その地区での課題や問題について座談会を行った。

今後についても各農家区、合同問わず開催し課題解決に向けて協議していただきたいと考える。事務局も先ほど説明した利用状況調査の結果をまとめた地図を作製し、必要があれば参加するのでお声掛けをお願いしたい。ただ、コロナの関係もあるので、開催はその都度状況を見て判断していただきたい。

○係員 「人・農地プラン」について説明。

「人・農地プラン」とは集落で示す将来の農業の計画で、その地域の農業の担い手が誰なのか、またその担い手にどのようにどの農地を集めていくかということの他、遊休農地増加を防止するための取り組み等あらゆる農業振興施策を記載したもので、先ほど説明のあった集落座談会のテーマの一つとして話し合っていた内容となっている。

「人・農地プラン」を策定する必要性として2点挙げられる。

1点目は「人・農地プラン」の策定が、認定新規就農者の補助金、いわゆる農業

次世代人材投資資金や、認定農業者に対するスーパーL資金といった制度資金など、補助金等の支給要件になっているということである。

2点目は集落座談会と同じになるが、集落の今後についてしっかり話し合っただけが必要があるためである。

「人・農地プラン」の進め方について、まず各農家に後継者の有無や耕作している農地を今後どうしていきたいか等のアンケートを実施し、その集計結果を地図に反映し現状を把握する。その後、その地図を基に問題や課題について話し合い最終的に「人・農地プラン」として取りまとめる、という流れとなる。

スケジュールとしては「人・農地プラン」の策定が補助金の要件となっているということもあるため、担い手がいる北地区から優先的に取り掛かっている。大北、久保、宮方の各集落は令和元年度中に策定が完了している予定であったが、コロナの関係で現在作業は止まった状態である。今後の状況を見ながら、可能であれば今年度中に北地区の「人・農地プラン」の策定を進めたいと考えている。

北地区以外の地区についても、北地区の「人・農地プラン」の策定が完了し次第必要に応じて策定を検討していく。委員のみなさんにはご協力をお願いしたい。

○係長 「農のマッチングフェア（就業・就農相談会）」について説明。

・第1回 日時：令和2年9月12日（土）午後1：00～午後5：00

場所：梅田スカイビル

・第2回 日時：令和3年2月13日（土）午後1：00～午後5：00（予定）

場所：グランフロント南館

生駒市もブースを設けて参加する予定である。

○局長 「農業祭」について説明。

令和2年11月15日に開催予定。例年通りサツマイモ掘り体験、葉牡丹配布、千両・女郎花の配布は北地区の方と相談になる。少なくとも品評会は実施するが、例年通りテントを設営して販売等をするかどうかは今後の状況次第となる。詳しくは8月末の会議で協議する。品評会のみで開催となった場合、用意したサツマイモや葉牡丹等は委員会の中で相談しながら、配布等を検討したいと考える。ご協力をお願いしたい。

○議長 先行きが見えない状況であるが、農業祭に関しては開催を前提に準備しなければならない物もあり、今年も既にサツマイモの苗植えは終わっている。葉牡丹の移植も予定している。開催されなかった場合の品物の処理はその時に考えるとして、現時点では開催を前提に作業を進めていただくということで、9月3日（木）午前9：00～、北地区の委員の皆さんはサツマイモの蔓返しと除草などの畑の手入れ、中・南地区の委員の皆さんは葉牡丹の定植をお願いしたい。急なお願いのため都合のつかない場合もあると思うができるだけ参加をお願いしたい。

集落座談会においては推進委員が中心となって調整を進めていただくことになるが、地域によって座談会の内容や必要性が変わってくると思うので、昨年度の報告書を参考にしながら、地域の要望や場合によっては市の関連部署の参加を依頼するなど調整して

いただき、できるだけ開催する方向で動いていただきたい。

「人・農地プラン」については農林課の説明の通り既に動いている。コロナの関係で一部止まっているが、北地区については新規就農者や認定農業者が出てくる状況である。平地が多く区画も大きい農地で借り手もいるので、コロナの影響はあるがプランを進めていただきたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
- 委員 農業祭実行委員会が8月21日にあるが、葉牡丹とサツマイモだけの報告でよいか。
- 副会長 女郎花については、残念ながらできないと聞いている。千両についてはまた確認しておく。
- 委員 以前、農業委員会で荒れている農地を耕作できるようにし、そこで葉牡丹を栽培し遊休農地解消活動として行った。また、他自治体の農業委員に来ていただき意見交換などを行った。農業委員会が一団となるような活動を今後やっていく予定はあるか。
- 議長 その活動は聞いている。生駒市の置かれている状況は以前とは変化しており、農業委員が遊休農地を農地に戻すのも1つの方法であるが、新規就農者等を生駒市に呼ぶ努力や中地区で言えば特定生産緑地制度について理解してもらい農地を残すといった内容も含めた地域ごとの集落座談会を開催し問題解決に取り組むことも重要である。今後、検討しながら活動していきたいと思う。
- 委員 9月3日の作業であるが、その日は北地区の野菜の販売日と重なっている。
- 議長 葉牡丹の定植を考えると3日が限度と思う。サツマイモ畑の手入れは後程、北地区の副会長を中心として委員で相談して決めていただくこととする。
- 局長 2点補足事項がある。1点目は農業祭の件であるが、例年いこま魅力博として開催されてきたが、今年はコロナウイルスの関係で実施されるのが大学院大学、花のまちづくりセンターのオータムフェスタは検討中、他の催しは全て中止となっているため、いこま魅力博としての開催は今年出来ないということである。
2点目は「集落座談会」と「人・農地プラン」の件について、「人・農地プラン」は北地区において今年度中に策定することになっており、北地区の方にはこの話し合いと共に農業委員会主催の集落座談会にも参加していただくこととなる。内容が重なる部分が多いので北地区においては農業委員会の「集落座談会」と農林課の「人・農地プラン」を合体させた形で行いたい。よって、集落座談会に農林課の職員も同席することとなる。よろしく願いたい。
- 委員 9・10月に利用状況調査を行うが、その結果について何かフォローはしていくのか。
- 主査 今季、新たに遊休農地と判断された農地を1筆1筆洗い出し、農地の所有者に今後その農地をどうしていきたいかという意向調査を行いその結果を集計する。今年から生駒市は中間管理機構を利用できるようになったので、意向調査で農地を貸したいという方の農地リストを持ち込み農地バンクへ登録するという事も考えている。初回の意向調査と、未回答の方に対する再送を合わせた回答返却率は約70%である。残り30%のうち市内在住の方には委員の皆さんに個別で訪問等していただき、回答を得ていただく

こととなる。お手数おかけするがよろしくお願ひしたい。

- 委員 北地区は第2工区がありほとんどが生駒市の管轄である。その中に個人の所有農地があり、調査するにも道は無く草も生い茂っている状態である。遊休農地判定の色分けをして意味はあるのか。
- 副会長 農業委員会としては調査し判定の色分けをするということが第一段階である。
- 委員 今回の利用状況調査で第2工区は判定するのか。基になる資料やデータはないのか。
- 主査 第2工区は市有地と民有地があり昨年までは見ていなかった。民有地については可能であれば見ていきたいと考えるが検討中である。基になるものは地図と航空写真、台帳となる。ただ、農地に入れないところは見ることができないので調査は難しいと考える。
- 委員 アンケート調査について、北地区では7月に「人・農地プラン」のアンケート調査という予定が組まれているが、アンケートはこの1回で済むか。「何回も同じ内容のアンケートをするのか。」といった意見が農家から出てくる可能性がある。
- 補佐 アンケート調査は2種類ある。先ほどの説明でもあったように1つは9・10月に行う利用状況調査において遊休農地があればその所有者に対して行うもので、内容はその農地をどうしていくか、自ら管理するとか、管理ができないので新規就農者等に売りたい、または貸したいといった意向を聞くものである。これは法律で決まっているものである。もう一つは「人・農地プラン」のアンケートで北地区のみの実施となる。「人・農地プラン」は今年度中に策定して公表しなければならない。どちらも必要なアンケートで農家の方にはお手数おかけするがご協力をお願いしたい。
- 委員 今回の改選で引き続き委員となった方、新しくなった方はどれくらいか。
- 補佐 昨年12月に委員の公募をし、併せて農家団体に推薦を依頼した。いったん委員全てを0にしてからのスタートで、最終的に新しくなられた方は農業委員が2名農地利用最適化推進委員は6名となった。
- 委員 私は7月20日に推進委員を引受けた。引き続き委員となられた方は良いとして、新しく委員となった者は個人的に前任者に接触して引き継ぎしておくものなのか。20日から今回で3回目の集まりとなるが、委員の経験の無いものにとっては引き継ぎ事項等が無いと理解しがたい。
- 議長 前任者と重なる時期が無いが、委員の皆さんは農業についての知識や経験があるので、過日行われた研修会等で学んでいただきたいと考える。疑問点等が出てきたら前任者に意見を聞いてもらえればよいと考える。
- 局長 審議事項に、前期から引き継ぐような案件が上がってくる場合は事務局からも当初からの経過等を説明させていただく。ご理解いただきたい。
- 委員 私も今回初めて委員をすることになった。農業委員会には農地やその他に関係する法律がたくさんあり、委員はその法律の中で活動していかなければならない。前任者から引き継いでも法律が変わることもある。そのために事務局があり、事務局が今までの経緯やデータを把握していると思うので、引き継ぎ事項の案件が出てきた場合はその都度、事務局や前任者、現委員で連携し対応していけばよいと考える。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 9月 11日（金） 午後2時 401、402会議室

現地調査 9月 7日（月）

前日9月4日（金）までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後4時25分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第8回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 西口 まゆり

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 北村 由子
